

## 議案第86号

### 幕別町部設置条例の全部を改正する条例

幕別町部設置条例（昭和50年条例第34号）の全部を改正する。

（部の設置及び分掌事務）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定により設置する部及びその分掌する事務は、次のとおりとする。

#### (1) 企画総務部

- ア 総合企画及び総合調整に関する事項
- イ 財政に関する事項
- ウ 秘書及び渉外に関する事項
- エ 広報及び広聴に関する事項
- オ 議会及び行政一般に関する事項
- カ 人事、給与及び福利厚生に関する事項
- キ 情報管理及び統計に関する事項
- ク 財産管理及び契約に関する事項
- ケ 税及び税外収入に関する事項
- コ その他他の部の所管に属さない事項

#### (2) 住民福祉部

- ア 戸籍及び住民記録に関する事項
- イ 国民健康保険及び国民年金に関する事項
- ウ 行政区、町民活動及び町民相談に関する事項
- エ 防災及び危機管理に関する事項
- オ 交通に関する事項
- カ 環境衛生及び環境保全に関する事項
- キ 社会福祉及び障害福祉に関する事項
- ク こどもの福祉に関する事項
- ケ 高齢者福祉及び介護保険に関する事項

コ 健康推進に関する事項

(3) 経済部

- ア 農業、畜産業及び林業に関する事項
- イ 土地改良及び農地基盤整備に関する事項
- ウ 商業、工業及び水産業に関する事項
- エ 産業連携及び企業誘致に関する事項
- オ 観光に関する事項
- カ 労政に関する事項

(4) 建設部

- ア 道路、河川及び公園に関する事項
- イ 地籍に関する事項
- ウ 都市計画に関する事項
- エ 建築及び住宅に関する事項
- オ 水道に関する事項
- カ 下水道及び個別排水処理に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
(幕別町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例)
- 2 幕別町総合計画策定審議会条例(昭和45年条例第36号)の一部を次のように改正する。  
第7条中「企画室」を「企画総務部」に改める。  
(幕別町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例)
- 3 幕別町行政改革推進委員会設置条例(昭和60年条例第24号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「総務部総務課」を「企画総務部」に改める。  
(幕別町特別職給料及び議員報酬審議会条例の一部を改正する条例)
- 4 幕別町特別職給料及び議員報酬審議会条例(昭和48年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務課」を「企画総務部」に改める。

(幕別町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例)

- 5 幕別町地域福祉計画策定委員会条例（平成21年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「民生部福祉課」を「住民福祉部」に改める。

(幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例)

- 6 幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例（平成21年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条中「民生部こども課」を「住民福祉部」に改める。

(幕別町障害者福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例)

- 7 幕別町障害者福祉計画策定委員会条例（平成12年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条中「事務局は、民生部福祉課に置く」を「庶務は、住民福祉部において処理する」に改める。

(幕別町都市計画審議会条例の一部を改正する条例)

- 8 幕別町都市計画審議会条例（昭和45年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「都市施設課」を「建設部」に改める。

(幕別町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例)

- 9 幕別町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「水道部」を「建設部」に改める。

(幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例)

- 10 幕別町簡易水道設置条例（昭和44年条例第23号）の一部を次のように改正する。  
第3条中「水道部」を「建設部」に改める。